Ⅲ　早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

１　教職員のいじめに気づく力を高める

（１）児童の立場に立つ

一人一人の人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守る。

（２）児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高める。そのためには、児童の気持ちを受け入れ、共感的に児童の気持ちや行動･価値観を理解しようとするカウンセリング･マインドを高める。

２　いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認める場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

（　分　類　）	（抵触する可能性のある刑罰法規）
ア　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	…脅迫、名誉毀損、侮辱
イ　仲間はずれ、手段による無視	…刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	…暴行
エ　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする	…暴行、傷害
オ　金品をたかられる	…恐喝
カ　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	…窃盗、器物破損
キ　いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	…強要、強制わいせつ
ク　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌な事をされる	…名誉毀損、侮辱

３　いじめは見えにくいことの認識

〇いじめは大人の見えないところで行われている。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われていることを認識する。

・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態（時間と場所）

・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような形態、（カモフラージュ）

〇いじめられている本人からの訴えはない。

いじめられている児童には①親に迷惑をかけたくない　②いじめられている自分はだめな人間だ　③訴えても大人は信用できない　④訴えたらその仕返しが怖い　などといった心理が働くことを認識する。

〇ネット上のいじめは最も見えにくい。

ネットでいじめられている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

４　早期発見のための手立て

〔日々の観察〕　～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、給食時間の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童とともに過ごす機会を積極的に設ける。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

〔観察の視点〕　～集団を見る視点～

成長段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしているかなどをよく観察し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうなっているかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たる。

〔保護者との連携〕～やりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて、気になる児童の保護者とは日ごろから連絡を蜜に取ることで、信頼関係を構築する。

気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

〔教育相談（学校カウンセリング）〕～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中で、本校の基本的考えである、「すべての子どもにすべての教職員がかかわる学校」を大切にして児童と接し、児童が日ごろから気軽に相談できる環境をつくる。また、必要に応じて児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

〔いじめ実態調査アンケート〕

児童対象は、奇数月にアンケートを実施する。

保護者対象は、学期の終わりに実施する。

〔ハートポストの活用〕

保健室の廊下に「ハートポスト」を設置して、担任には伝えにくい悩み事を相談できるようにする。相談内容については、養護教諭が確認して、管理職や関係する教職員に連絡し、児童の悩み解決に向けて動く。